（こども家庭庁長官に委任されない権限）

**第四十二条**　法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十六条の三第二項並びに第七十条第三項及び第四項に規定する権限とする。

（こども家庭庁長官への権限の委任）

**第四十三条**　内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

附則第六条第一項の表法第二十条第一項の項中「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項各号」を「同条各号」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同表法第二十条第五項の項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改め、同表法第七十八条第一項の項中「第七十八条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同表法第八十七条第一項の項中「第八十七条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同表法第八十七条第二項の項中「第八十七条第二項」を「第八十二条第二項」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

**第二十九条**　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「カジノ管理委員会」の下に「、こども家庭庁」を加える。

（旧優生保護法一時金認定審査会令の一部改正）

**第三十条**　旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「厚生労働省子ども家庭局母子保健課」を「こども家庭庁成育局母子保健課」に改める。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部改正）

**第三十一条**　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章並びに第二章の章名を削る。

第八条中「法第十九条第一項」を「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項」に改め、同条の条名を削る。

（文部科学省組織令の一部改正）

**第三十二条**　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。第三十一条第六号及び第三十四条第八号において同じ。）」を削り、同条第三十二号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第三十条第十三号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第三十一条第六号中「及び災害共済給付」を削り、同条第七号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第三十四条第八号中「及び災害共済給付」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

**第三十三条**　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十九条」に改め、「第八目　子ども家庭局（第九十二条―第九十九条）」を削り、「第九目」を「第八目」に、「第十目」を「第九目」に、「第十一目」を「第十目」に、「第十二目」を「第十一目」に、「第十三目」を「第十二目」に、「第十四目」を「第十三目」に改める。

第二条第一項中「十一局」を「十局」に改め、「子ども家庭局」を削る。

第四条第三号中「子ども家庭局及び」を削る。

第九条第十一号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第十条を次のように改める。

**第十条**　削除

第十一条第一項第二号中「子ども家庭局及び」を削り、同項第四号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項中第二十一号を第二十三号とし、第十四号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第百九条第十六号」を「第百九条第十五号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。第百一条第八号において同じ。）の保護更生に関すること。

八　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関すること。

第十一条第二項中「前項第八号から第十一号まで」を「前項第十号から第十三号まで」に、「第十三号から第十五号まで」を「第十五号から第十七号まで」に、「第二十一号」を「第二十三号」に改め、同項第一号中「社会福祉法」の下に「（昭和二十六年法律第四十五号）」を加え、同項第二号中「前項第七号」を「前項第九号」に改める。

第十四条第七号中「の規定」を「（平成二十四年法律第六十五号）の規定」に改め、「（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。）」を削り、同条第十二号中「、子ども・子育て支援勘定」を削り、「除く。次号において同じ」を「除き、子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る」に改め、同条第十三号中「年金特別会計」の下に「（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）」を加える。

第十八条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

第四十一条第二号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第四十五条第四号中「第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を「の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等」に改める。

第八十九条第一号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第一章第二節第三款第八目の目名を削る。

第九十二条から第九十九条までを次のように改める。

**第九十二条から第九十九条まで**　削除

第百一条第三号中「子ども家庭局」を削り、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八　要保護女子の保護更生に関すること。

九　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関すること。

第百二条第一号中「子ども家庭局」を「総務課」に改める。

第百三条第二号中「子ども家庭局」を削り、同条第十号中「子ども家庭局及び」を削り、同条第十五号中「子ども家庭局」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　児童委員に関すること（主任児童委員の指名に関することに限る。）。

第百四条第三号中「子ども家庭局」を削る。

第百九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第八号中「児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。）への入所又は通所に要する費用及び」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第百十条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「、精神障害者、知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児」を「及び精神障害者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。